

教育委員会会議 定例会

令和2年4月8日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 1 号 令和2年度山梨県教科用図書選定審議会委員の委嘱・任命について

第 2 号 令和2年度山梨県教科用図書選定審議会に諮問する事項について

2 報 告 事 項

な し

3 その他報告

(1) 令和2年度山梨県新体カテストの中止について

議案 第 1 号

令和2年度山梨県教科用図書選定審議会委員の委嘱・任命について

令和2年度山梨県教科用図書選定審議会委員（20人）を次のとおり決定する。

教科用図書選定審議会委員（別紙）

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第10条の規定に基づき、委嘱・任命する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案 第 2 号

令和2年度山梨県教科用図書選定審議会に諮問する事項について

令和2年度山梨県教科用図書選定審議会に対し次のとおり諮問する。

諮問第一項

令和2年度山梨県教育委員会の教科用図書採択基準について

- 1 中学校用教科用図書の採択基準について
- 2 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」の採択基準について

諮問第二項

教科用図書採択権者に供する採択参考資料について

- 1 中学校用教科用図書を採択する採択権者に供する採択参考資料について
- 2 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」を採択する採択権者に供する採択参考資料について

諮問第三項

教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について

- 1 市町村教育委員会が協議して採択する場合の方法について
- 2 市町村教育委員会の協議が整わない場合の方法について
- 3 採択の公正確保について

諮問第四項

県立特別支援学校（小学部及び中学部）の令和3年度使用教科用図書の採択について

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条の規定に基づき、諮問する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

(令和2年4月8日 定例教育委員会)

課名

義務教育課

件名	令和2年度山梨県教科用図書選定審議会委員の委嘱・任命について 令和2年度山梨県教科用図書選定審議会に諮問する事項について
経緯	<ul style="list-style-type: none">○ 令和3年度使用教科書の採択について<ul style="list-style-type: none">・ 中学校用教科書（新学習指導要領に準拠）・ 特別支援教育関係教科書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」○ 選定審議会の設置について<ul style="list-style-type: none">・ 県教育委員会は、市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立以外）の校長の行う採択事務について、指導、助言、援助を行う。（無償措置法10条）・ 県教育委員会は、指導、助言、援助を行う際、毎年度選定審議会を設置し、審議会の意見を聞かなければならない（無償措置法11条）○ 選定審議会委員について<ul style="list-style-type: none">・ 委員は、本県の条例により20人とされており、以下のとおり構成される。<ol style="list-style-type: none">1 義務教育諸学校の校長及び教員2 県教育委員会の指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村教育委員会の教育長、委員及び指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員3 教育に関し学識経験を有する者（山梨県教科用図書審議会の定数に関する条例）（無償措置法施行令9条）○ 審議会への諮問事項について<ul style="list-style-type: none">・ 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。（無償措置法施行令8条）<ol style="list-style-type: none">1 採択基準の作成2 選定に必要な参考資料の作成3 その他指導、助言又は援助に関する重要事項4 県立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択に関する事項
内容	令和2年度山梨県教科用図書選定審議会委員の委嘱、任命について 令和2年度山梨県教科用図書選定審議会委員（案）（別紙） 令和2年度山梨県教科用図書選定審議会に諮問する事項について <ol style="list-style-type: none">1 令和2年度山梨県教育委員会の教科用図書採択基準について2 教科用図書採択権者に供する採択参考資料について3 教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について4 県立特別支援学校（小学部及び中学部）の令和3年度使用教科用図書の採択について

課名	保健体育課
----	-------

件名 令和2年度山梨県新体力テストの中止について

対応 ○ 令和2年度山梨県新体力テスト・健康実態調査については、児童生徒の健康と安全を考慮するとともに教職員の業務の適正化を図るため、健康実態調査のみ実施する。
○ 調査結果のまとめについては、体力と健康実態との相関等の分析ができないため、山梨大学への研究委託は行わない。

経緯 ○ **新型コロナウイルス感染症拡大防止（体育・保健体育の授業）**
・可能な限り屋外で行うこと
・児童生徒が密集する運動に留意
・児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動に留意
※新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（令和2年3月26日時点 文科省）

○ **各校における定期健康診断の実施時期変更**
実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって6月30日までに実施できない場合には、当該年度末日までの間に可能な限りすみやかに実施すること。
※新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について（令和2年3月19日 文科省）

○ **学校運営への影響**
本調査においては、全ての児童生徒及び教職員が関わる教育活動であることから、事前の準備・運営・事後処理等に多くの労力と時間が必要となっている。このことから、安易な実施時期の変更等は、各学校の運営に影響を及ぼすことが考えられる。
※学校における体育・健康に関する指導は、学校教育活動全体を通じて行う必要がある。（学習指導要領）

〈参考〉「全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）」の実施判断の先延ばし
スポーツ庁政策課学校体育室では、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染状況を踏まえ全国調査の実施の可否の判断を後日行うこととしている。（令和2年3月30日付 事務連絡）

概要	項目名	山梨県新体力テスト・健康実態調査	全国体力・運動能力、運動習慣等調査
	担当	山梨県教育庁保健体育課課	スポーツ庁政策課学校体育室
	開始時期	平成17年～	平成20年～
	対象	県内の公立小・中・高等学校・定時制高校の児童・生徒全員	国・公・私立学校の小学校第5学年・中学校第2学年の児童生徒 悉皆調査(平成25年度以降悉皆調査)
	内容	○新体力テスト(8種目) ○健康実態調査(10項目)	○新体力テスト(8種目) ○質問紙調査(小-26項目 中-26項目) R1 ○学校質問紙調査(小-27項目 中-29項目) R1
		各校において新体力テストを1回実施し、結果をそれぞれの調査に提出する	
実施時期	4月～7月	4月～7月末	